

保存期間：3年

(令和3事務年度末)

消費税室・消費税軽減税率制度対応室

消費税の軽減税率制度等に関する今後の取組

1 これまでの経緯

税制抜本改革法（平成24年法律第68号）において、消費税率の引上げに伴う低所得者対策として、給付付き税額控除等又は複数（軽減）税率の導入について検討することとされ、以降、与党内での検討を経て、平成29年4月の消費税率引上げに伴って軽減税率制度を実施することを内容とする平成28年度税制改正法が平成28年3月31日に公布。

その後、平成28年6月1日に安倍内閣総理大臣から消費税率の引上げ及び軽減税率制度の実施時期を平成31年10月に延期する旨の表明を受け、平成28年9月26日には同内容を主とする税制改正法案が国会に提出され、平成28年11月28日に公布されたところ。

2 軽減税率制度の概要

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。この税率の引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

税率

- 標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
- 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
※ 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22

軽減税率の対象品目

- 酒類を除く飲食料品（外食は含みません。）
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

課税事業者における対応

- 売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分経理

仕入税額控除の要件

- 令和元年10月1日～ 帳簿と区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）
- 令和5年10月1日～ 帳簿と適格請求書等の保存（適格請求書等保存方式）

税額計算の特例 (経過措置)

- 税率ごとの区分経理が困難な中小事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例

3 軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組

(1) 取組体制

イ 政府全体の体制

- 上記（1）を受け、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級をメンバーとする「消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議」を設置（当庁は次長がメンバー）。これまで6回の会議が開催されており、政府全体としての取組方針や各省等の施策について、関係省庁間で共有（資料1）。

〔参考〕これまでの開催実績は、平成28年4月8日、28年12月26日、30年1月29日、30年10月26日、30年11月16日、31年3月7日。

課長級・課長補佐級の会議も隨時開催。

- また、平成29年度においては、各地方における関係行政機関及び民間の事業者団体等の連携を図るため、都道府県ごとに「消費税軽減税率制度実施協議会」を設置するとともに、同協議会に参加している各行政機関の連携を図ること等を目的として、行政連絡会を設置。

（注）「消費税軽減税率制度実施協議会」は、事業者団体等と国税局・経産局・農政局及び都道府県等の行政機関がメンバー（各都道府県の商工会連合会が事務局）。行政側からの協力要請や情報の共有を行うことを目的として、平成29年6月から同年10月にかけて47都道府県において開催し、その後、地域の実情に応じて適時に開催。さらに、メーリングリスト等を通じて必要な情報を共有。また、「行政連絡会」は、各地域において必要に応じて開催。

ロ 当庁における体制（平成28年度～）

〔定員関係〕国税庁（本庁）15人、国税局36人、税務署81人……合計132人

〔機構関係〕国税庁本庁に「消費税軽減税率制度対応室」を新設。担当課室長級機構とし、参事官及び課税企画官を設置。

（参考）局署には、事務系統横断的な体制（局・署プロジェクトチーム）を構築（資料2）。

（2）主な施策の状況

イ 政府全体の取組

- 政府広報は、30年6月下旬以降、事業者向けに、業界紙12誌（発行総部数187万部以上）において、事業者の対応準備や補助金に係る広報を計2回実施。また、31年3月にWebのバナー広告を実施。
- 今後、テレビCMや一般紙等を積極的に活用し、事業者も含めて、広く一般向けに、消費税率引上げの趣旨や使途、駆け込み・反動減対策等の内容とともに、軽減税率制度の概要、対応準備、補助金に係る広報を実施予定。
- 事業者団体機関誌・専門紙等の活用、各省庁予算による広報も併せて実施。また、地方自治体も通じて、幅広い層に広報を実施予定。

ロ 当庁における取組

① 説明会の開催等による事業者の準備支援

- 全国において、軽減税率制度の説明会を開催し、幅広い事業者等に対する制度周知を継続的に実施。

(※) 国税庁ホームページに開催日程等を公表し、どの事業者でも参加可能としている。

- ・ 税務署が行う既存の説明会等の機会も活用（事業者の利便に配慮）。

② 各団体主催の説明会への講師派遣による支援等

- ・ 各団体主催の説明会に、国税当局から積極的に講師を派遣。その際、業界特有の留意点等にも言及するなど、事業者のニーズにも配慮。
- ・ 税務関係民間団体に対しては、説明会の開催・広報物の配布・機関紙等への記事掲載等への協力を要請しつつ、緊密に連携して各施策を実施。
- ・ 様々な事業者団体等に対しても、関係府省庁等と連携しつつ、国税当局自らが協力を要請し、説明会の開催等を支援。

(※) 商工会・商工会議所、商店街振興組合、中小企業団体中央会傘下の各業種別団体、各業種生活衛生同業組合、農協・漁協・酪農協、卸売関係の各団体、金融機関等。

③ 事業者の様々なニーズに応じた情報等の公表

- ・ 国税庁ホームページに特設サイトを開設（28年4月）
- ・ 法令解釈通達の発遣・公表（28年4月公表、28年11月最終改正）
- ・ 質疑応答事例集（Q&A）の公表（28年4月公表、29年1月・30年1月・30年11月改訂）
- ・ 軽減税率制度に係るリーフレット、パンフレット・手引き・計算例等の作成・配布（29年8月以降随時）
- ・ 個々の事業者に対するパンフレット送付
〔参考〕平成29事務年度は、飲食料品を取り扱う課税事業者約60万者を対象に送付
平成30事務年度は、ほぼ全ての事業者約850万者を対象に送付（7月～8月）
令和元事務年度は、記帳・決算・申告の流れを解説したガイドをほぼ全ての事業者約850万者を対象に送付予定（8月）
その他、納税者への各種書類郵送の機会におけるリーフレットの同封（随時）
- ・ 軽減税率制度に係る「Web-TAX-TV」の配信（29年11月、30年9月追加）
- ・ ポスターの刷成・掲出（30年7月以降随時）

④ 相談対応

- ・ 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設（28年4月）
- ・ 軽減税率制度専用の電話相談センター（軽減コールセンター）の設置（29年7月末開設、30年7月規模の拡充・31年4月よりフリーダイヤルの導入）
(資料3)
- ・ 全国の税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別照会等に対応

⑤ 指導機関等のない飲食料品取扱事業者に対する個別接触

指導機関等のない飲食料品取扱事業者に対して、書面、架電等により説明会への参加勧奨等を実施。

4 令和元事務年度の取組方針

軽減税率制度の実施及び初回申告に向けて、より一層の周知・広報、丁寧な相談対応や記帳・申告指導等に取り組む。

(1) 上記3(2)に記載の各施策の継続実施

説明会の内容については、一般的な制度周知から区分経理・決算処理・申告書作成といったより実践的な事項に徐々にシフト。

(2) 税理士等による記帳・申告指導の活用（個人事業者）

既存事業者向けに、軽減税率制度に特化した記帳・申告指導を令和元年9月から令和2年3月末にかけて新たに実施。

従来から実施している新規事業者向けの記帳・申告指導についても、区分経理等を含む消費税の指導を必須化。

(3) 税理士による無料申告相談の拡充（個人事業者）

確申期の無料申告相談について、区分経理等を含めた消費税に関する個別相談にも対応できるよう拡充。

なお、軽減税率制度の下では、飲食料品等取扱事業者を含めた多数の事業者において、適正な税率適用や適切な区分経理などの新たな対応が必要となることから、制度実施後においても、早期の制度定着に向けたきめ細かい対応を行う。

5 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入への対応

(1) 制度の概要

軽減税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入（資料4）。

現在（請求書等保存方式）	適格請求書等保存方式
<ul style="list-style-type: none">・仕入税額控除の要件は、帳簿及び請求書等の保存。・免税事業者からの仕入れであっても仕入税額控除可能。	<ul style="list-style-type: none">・帳簿及び「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件。・適格請求書は、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」のみが交付可能。・当該登録は、課税事業者であることが要件のため、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除できない。 <p>（注）適格請求書等には、税務署長が付番する登録番号を記載。</p>

これに伴い、適格請求書発行事業者登録制度が創設され、インボイス制度導入の2年前に当たる令和3年10月から登録申請の受付開始（資料5）。

※ 税務署長が付番する登録番号の構成については、法人番号を保有する者については、「T+法人番号」、それ以外の者については「T+13桁の番号」とする。

なお、経産省は、いわゆる「個人事業主番号」の付番について検討しており、将来的に、個人事業者の登録番号（13桁部分）が当該「個人事業主番号」として利活用されることも想定される。

(2) 適格請求書発行事業者登録制度の登録申請の処理

適格請求書発行事業者登録制度の登録申請については、多くの事業者が登録開始（令和3年10月）からインボイス制度の導入（令和5年10月）までの2年間に、集中して申請することが想定されるため、集中処理により効率的な処理を行う。

（3）当庁における取組状況等

軽減税率制度の周知・広報の中で、インボイス制度に係る周知等も併せて実施。

- ・ インボイス制度に係るリーフレットの作成（30年4月）
- ・ 法令解釈通達及び質疑応答事例集（Q&A）の発送・公表（30年6月、30年11月改訂）
- ・ インボイス制度に係る内容を追加したパンフレット等の広報物の作成・配布（30年7月～）
- ・ 「Web-TAX-TV」の配信（30年9月）

6 消費税率引上げや軽減税率制度の実施後、インボイス制度の導入を見据えた対応

- ・ 消費税については、今後、税率引上げにより、その適正な執行の確保がますます重要となる。また、円滑な軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入及び適正な運用は、消費税制度の信頼を確保・維持するために極めて重要である。
- ・ 消費税率引上げに伴う適正課税に向けた対応として、特に不正還付への対応として還付審査や消費税調査の充実が必要となる。
- ・ また、軽減税率制度実施後、初回申告が一巡する令和2事務年度からインボイス制度導入までの間、軽減税率制度の早期定着を促すための取組が必要となる。
- ・ インボイス制度は、買手に対して、売手が正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段として、発行事業者登録を受けた課税事業者のみが適格請求書を交付できるものであるため、複数税率制度下における適正な課税を確保する観点から制度の適切な運用が重要。そのためには、登録事業者の的確な管理（無申告事業者への期限後申告の勧奨や所在不明者に対する登録取消処理等）が必要となる。
- ・ 上記については、本年5月開催の全国国税局課税（第一・第二）部長会議においても、意見交換を実施したところであり、今後更なる検討及び着実な実施を進めていく必要がある。

（以上）

消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

平成 28 年 4 月 8 日
 関 係 府 省 庁 申 合 せ
 平成 28 年 12 月 26 日一部改正
 平成 30 年 1 月 29 日一部改正
 平成 30 年 10 月 26 日一部改正

- 1 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第171条第1項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官補(内政担当)
 副 議 長 財務省主税局長
 中小企業庁長官
 構 成 員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
 内閣府大臣官房総括審議官
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
 警察庁長官官房総括審議官
 金融庁総合政策局総括審議官
 消費者庁次長
 復興庁統括官付審議官
 総務省大臣官房総括審議官(広報、政策企画(主)、公文書管理担当)
 総務省自治税務局長
 法務省大臣官房政策立案総括審議官
 外務省経済局長
 国税庁次長
 文部科学省大臣官房総括審議官
 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)
 農林水産省食料産業局長
 農林水産省経営局長
 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
 経済産業省経済産業政策局長
 国土交通省政策統括官
 環境省総合環境政策統括官
 防衛省大臣官房長

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

【第6回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議資料】

軽減税率制度実施に関する対策について（前回会合以後の取組等）

軽減税率制度等の事業者に対する広報・周知

《前回会合(30.10.26)》

- 全国の税務署等、業種横断的団体（商工会・商工会議所・税務関係団体等）及び事業者団体（業界団体）において、説明会を開催。所管省庁から事業者団体に対し説明会開催を働き掛け、国税庁等から講師を派遣
- 納税者・事業者へ個別にチラシ・パンフレットを送付、郵便局等にも備置き
- 都道府県単位で、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施対策協議会を組織
- 関係省庁等において、地方公共団体、地域金融機関等の協力も得ながら、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対して働きかけを徹底。必要に応じて、都道府県消費税軽減税率制度実施対策協議会等を活用

《説明会の開催、事業者向けチラシの配布等》

- ◆ 説明会は約5万回開催、延べ145万事業者が参加（30年12月末累計）
- ◆ 公取委主催の事業者向け説明会において、軽減税率制度の説明及び相談対応を実施
- ◆ 「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります」(チラシ)を配布
- ◆ 中小企業・小規模事業者向けに軽減税率対応が必要か否か気づきの機会を与える「軽減税率への対応が必要か1枚で分かるリーフレット」を配布
- ◆ 露出アップを意識し、事業者向けイベント・商談会場におけるセミナーを開催

《業種横断的団体・業界団体による周知広報等》

- ◆ 関係省庁から業種横断的団体・業界団体に対して説明会開催、講師派遣要請、周知広報に関する協力依頼文書を発出

【業界団体との連携による周知広報】

- ◆ 農水省において、JAと連携の上、生産者に対する効果的な周知広報の実現に向けた検討会を設置
- ◆ 農水省において、酪農・畜産業界の課題に対応するため、全国各地（地方農政局等）での説明会開催を調整中
- ◆ 農水省において、食品卸・小売・製造・外食の業種ごとのパンフレットを作成し、業界団体を通じて食品事業者に配布

【業種横断的な取組・働きかけ】

- ◆ 軽減税率制度実施対策協議会を、30年6月以降、鹿児島県、熊本県、大分県、10月以降、宮崎県、秋田県、長崎県、31年1月以降、福岡県、佐賀県で開催。3～4月に愛知県、石川県、岐阜県、三重県、富山県で開催予定
- ◆ 日税連と連携の上、ホームページにおいて実務面での対応に役立つ資料をまとめた専用ページを開設
- ◆ 日本商工会議所と連携の上、「小売/卸売」「飲食店」事業者向けの小冊子を作成

《金融機関及び地方公共団体との連携による周知広報》

- ◆ 財務局・国税局が中心となり、金融機関団体に対する協力依頼文書を発出
- ◆ 総務省において、都道府県及び市区町村が活用できるよう事業者向け制度周知チラシを約430万枚作成予定
- ◆ 総務省の依頼により、全都道府県で、都道府県及び市区町村職員向けの軽減税率制度等に係る研修会を開催
- ◆ 総務省から地方公共団体に対して協力依頼文書を発出
 - ・ 総務省において作成するチラシについて、個人事業税の納税通知書（約100万通）に同封するなど事業者や住民に配布
 - ・ 内閣府、中企庁、国税庁等と連携し、軽減税率制度や事業者支援措置に関する広報誌等における周知広報、税務署説明会等への協力

《マスメディアや業界紙等を活用したメディア露出》

- ◆ 制度概要に関する簡素な説明を掲載（20件程度）
- ◆ 財務省主税局が中心となり、業種固有の課題解決につながる詳細な解説等を掲載（70件程度）
- ◆ インターネット広告（バナー広告）の実施準備中
- ◆ 事業者向け広告の業界紙への掲載準備中（12紙程度）
- ◆ 視覚障害者向け音声広報CD、点字・大活字広報誌の制作準備中

事業者支援策の周知・実施

《前回会合》

【補助事業（経産省（中企庁））】

○複数税率対応レジの導入等支援・受発注システムの改修等支援（補助金の基金534億円）

【周知・サポート体制の整備（経産省（中企庁））】

○中小企業・小規模事業者向けの広報パンフレットを配布（約118万部）

○全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置

○商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

○事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な実施及び運用に資するための必要な措置を検討

○商工会・商工会議所等を通じた業種横断的な働きかけに加え、事業者団体（業界団体）を通じた働きかけを重点的に実施。併せて国の支援策（レジ補助等）の活用を促す。

《レジ補助金の拡充》

- ◆ 補助対象の拡大
 - ・ レジに登録する商品情報（商品マスタ）の更新
 - ・ 請求書管理システムの追加
 - ・ 券売機の追加
- ◆ 補助率の引上げ（2/3 ⇒ 3/4）
- ◆ 補助対象事業者の拡充（旅館・ホテル等の対象拡大）
- ◆ 補正予算で561億円を措置、積み増し

《事業者向けチラシの配布等》

- ◆ 「一枚でレジ・システム補助金の全てがわかるリーフレット」を配布
- ◆ 農水省において、拡充内容を含めたレジ・システム補助金パンフレットを作成し食品事業者に配布

《周知・サポート》

- ◆ 周知・対応サポート体制を充実。中企庁において、中小企業関係団体と連携して、周知・広報を実施（30年度第2次補正予算により拡充）
 - ・ 説明会・講習会は延べ12,802回、約31万者が参加（30年12月末累計）

商工会議所

- ・ 中小企業・小規模事業者向けの分かりやすい「小冊子」（軽減税率、価格転嫁対策）の改定版（50万部。旧版含めると累計110万部）を発行・配布
- ・ 「小売/卸売」「飲食店」事業者向けの小冊子を作成（再掲）
- ・ 3ステップによる軽減税率対応のための事業者支援を実施（①事業者の「気づき」の支援、②基礎的知識の習得支援（説明会、講習会等）、③個社ごとに経営指導員・専門家による個別具体的な支援）
- ・ 消費税対策で頼れる「会計・決済のIT3ツール」（クラウド会計、モバイルPOSレジ、キャッシュレス決済）の推進

商工会

- ・ 都道府県連経由で各単会組織による軽減税率対策の推進の取組を組織的に推進。経営指導員による巡回指導の機会を捉えた伴走型の経営指導等を網羅的に実施
- ・ 中小企業・小規模事業者向けの軽減税率ガイドブック（20万部）を作成中
- ・ 政府広報パンフレット等（中企庁・国税庁）を印刷し、講習会や巡回指導、窓口相談時に配布
- ・ 地域や事業者の特性に応じて独自テキストやチラシを作成し、講習会や巡回指導に加え窓口等で配布
- ・ 広報による窓口への相談促進と併せて、講習会の集団支援や事業者の悩みに寄り添った経営指導員及び専門家による個別具体的な支援を実施

全国中小企業団体中央会

- ・ 各都道府県中央会が、事業協同組合等の属性に基づき「重点組合」を抽出し、中央会による巡回指導や専門家の派遣など集中的な支援を実施

全国商店街振興組合連合会

- ・ 全国で開催した全振連「消費税軽減税率対策ブロック会議」等で軽減税率対応を強化
- ◆ 転嫁Gメンを活用した事業者支援措置等の周知（中企庁）

《中小企業団体等に加入していない中小企業・小規模事業者への周知・広報》

- ◆ 中企庁・金融庁から、民間金融機関（全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協）に対して、取引先事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁・内閣府・財務省から、公的金融機関（日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会）に対して、取引先事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁から、税理士会及び青色申告会を通じて、税理士等に対して、顧客事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁から、認定経営革新等支援機関に対して、支援を行う中小企業・小規模事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 経産省・中企庁・総務省から、全国の自治体に対して、「一枚でレジ・システム補助金の全てがわかるリーフレット」の設置・配布、説明会の開催、自治体広報

誌での周知等を依頼

- ◆ 中企庁から、レジメーカー等に対して、軽減税率対策の支援制度の一層の活用、営業や顧客のサポート体制の強化を要請。主なレジメーカー等の社長・役員級を一堂に集めた特別会合を開催し、積極的な販売、万全のサポートを直接要請
- ◆ 中小機構と連携し、共済加入企業（小規模企業共済：137万件、倒産防止共済：52万件）へ掛金の納付状況の通知の機会に合わせ、軽減税率対応の支援制度を周知

《マスメディア等を活用したメディア露出》

- ◆ 中企庁において、マスコミ等を活用した広報（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット広告等）の準備中

軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

《前回会合》

【国税庁】

- 全国の税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別相談に対応
- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度（対象品目、帳簿・請求書の書き方など）に関する問合せに対応
 - ・相談件数の増加傾向に対応するため、平成30年7月より体制を拡充
- 電話相談センター（税務署）に軽減税率専用ガイドを開設

【経産省（中企庁）】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
 - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
 - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
 - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣

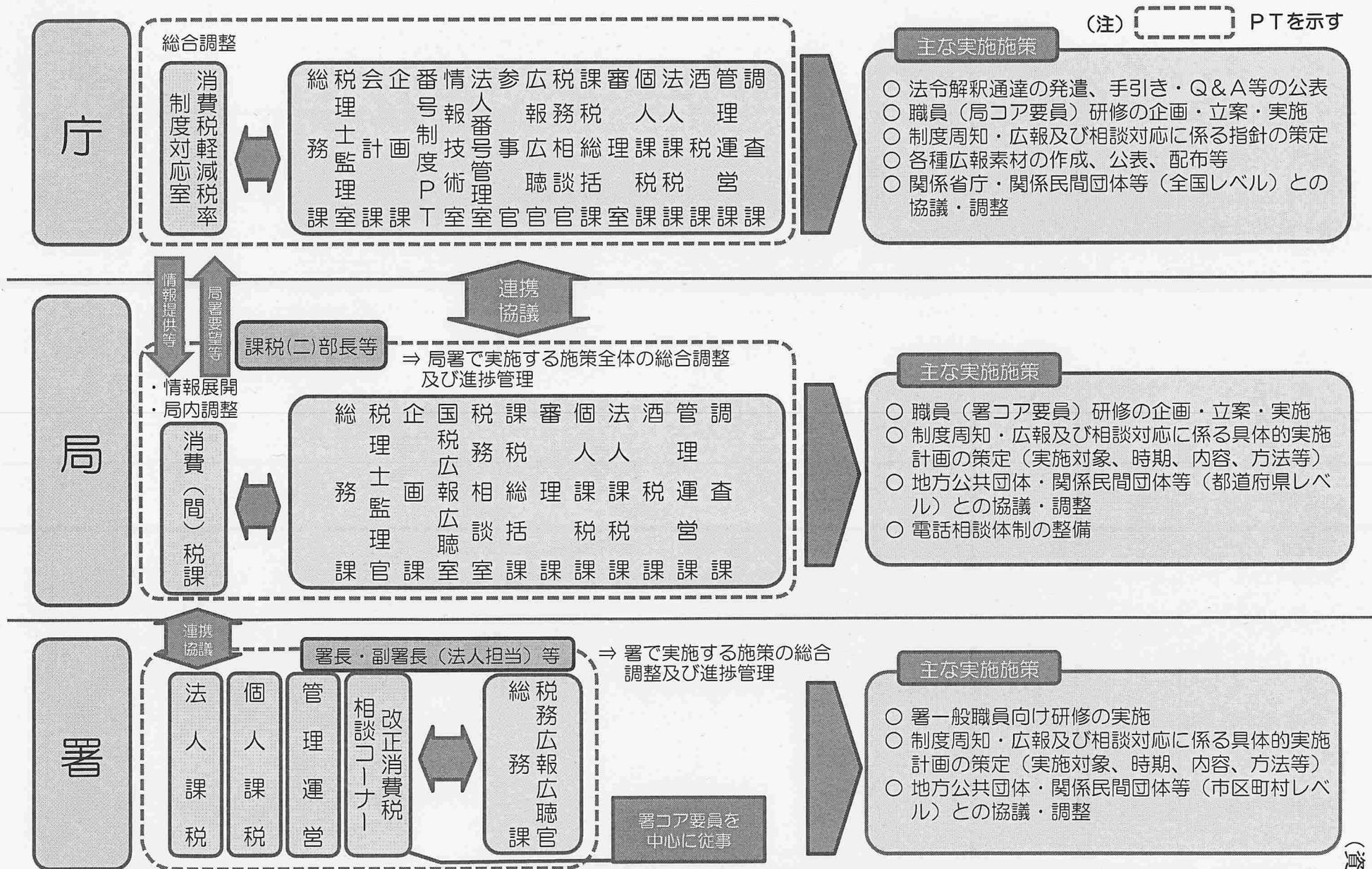
【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

- ◆ 繼続して実施（相談件数合計（国税庁・補助金事務局・内閣府） 約16万件（30年12月末累計））

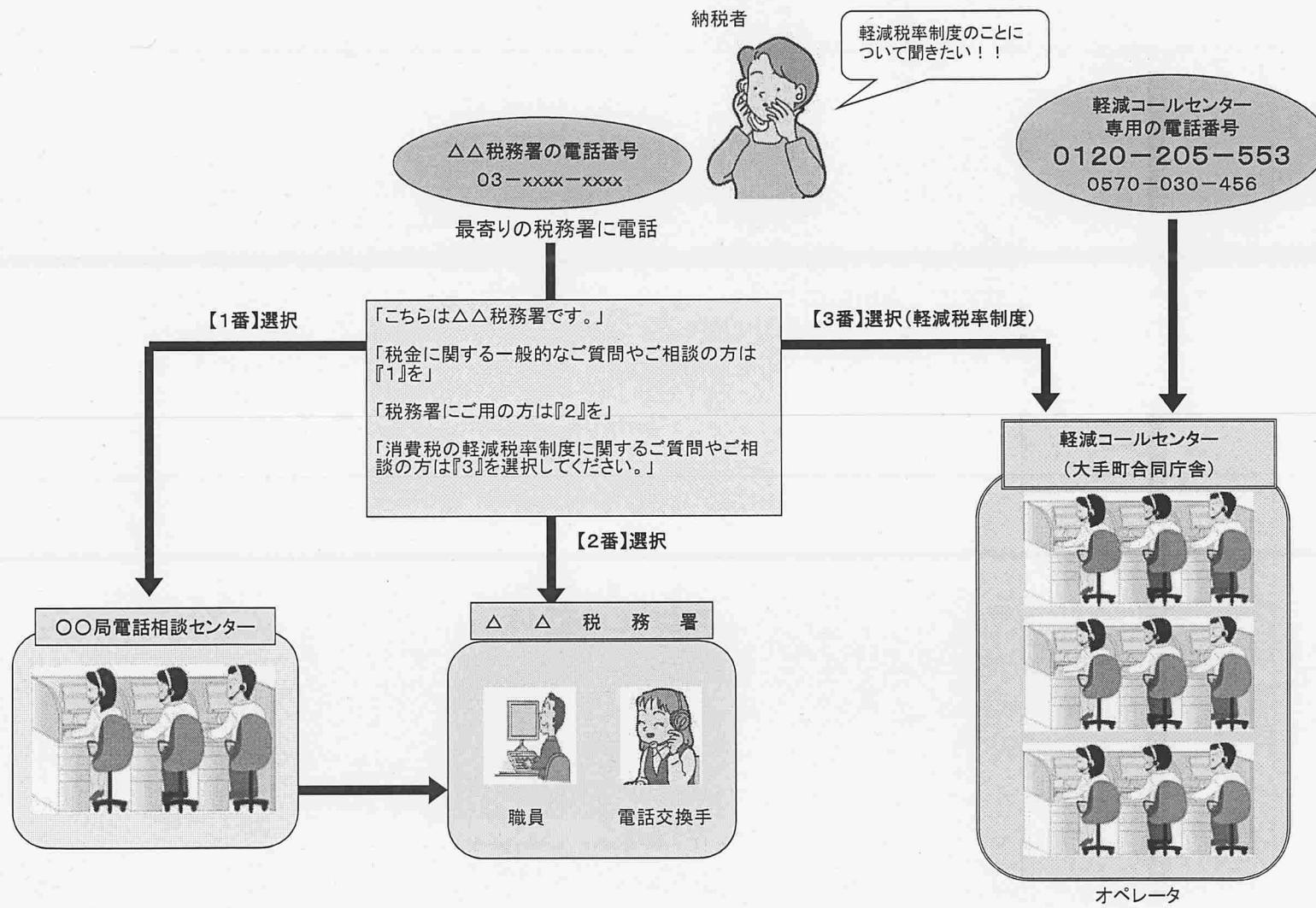
軽減税率制度導入に向けた対応体制（モデル）

平成28年4月



○ 制度周知・広報、指導、相談等の具体的な施策の実施方法については、別途発達する事務運営指針による。

消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)の概要



4月22日から
フリーダイヤル
スタート！

消費税 軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く。)

※これまでのナビダイヤル「0570-030-456」(通話料がかかります。)もご利用いただけます。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用
される品目が
知りたい方
→ 「1」

帳簿・請求書など
の書き方が
知りたい方
→ 「2」

その他の軽減税率制度
について
知りたい方
→ 「3」

- IP電話等で上記フリーダイヤル、ナビダイヤルにつながらない場合は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても、軽減コールセンターにつながります(通話料がかかります。)。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

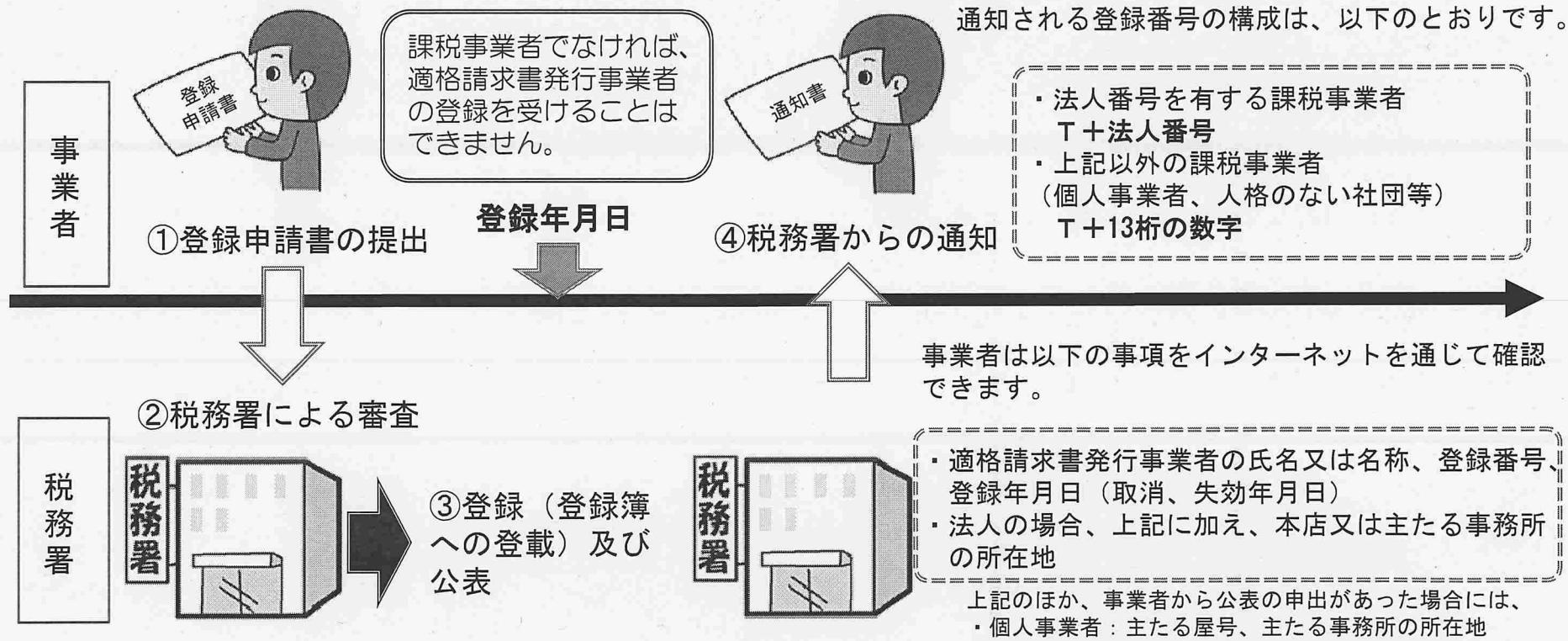


適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (令和元年10月~)	【適格請求書等保存方式】 (令和5年10月~)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額（税込） ・請求書受領者の氏名又は名称 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>請求書 ○○御中 11月分 21,600円(税込) 11/1~30 牛肉2kg 5,400円</p> <p>合計 21,600円</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>請求書 (控) □□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1~30 牛肉2kg 10,800円</p> <p>合計 43,200円</p> <p>OO(株)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額（税込） <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>請求書 ○○御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 牛肉2kg (※) 5,400円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,500円</p> <p>合計 21,800円</p> <p>(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)</p> <p>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>請求書 (控) □□御中 11月分 43,600円(税込) 11/5 牛肉2kg (※) 10,800円</p> <p>11/8 割りばし4箱 6,600円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>OO(株)</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>(注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>請求書 ○○御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 牛肉2kg (※) 5,000円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,000円</p> <p>合計 20,000円</p> <p>消費税 1,800円</p> <p>(10%対象 10,000円) (8%対象 10,000円)</p> <p>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>△△(株) [事業者番号 XXX-XXX]</p> <p>OO(株) [事業者番号 XXX-XXX]</p> <p>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>請求書 (控) □□御中 11月分 40,000円(本体) 11/5 牛肉2kg (※) 10,000円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,000円</p> <p>合計 40,000円</p> <p>消費税 3,600円</p> <p>(10%対象 20,000円) (8%対象 20,000円)</p> <p>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> </div>
税額計算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) $43,200\text{円} \times 8/108 = 3,200\text{円}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象 : $22,000\text{円} \times 10/110 = 2,000\text{円}$ + 8%対象 : $21,600\text{円} \times 8/108 = 1,600\text{円}$ 3,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 (例) 積上げ計算の場合 $2,000\text{円} + 1,600\text{円} = 3,600\text{円}$ (注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
特例	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択) 	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可（受領者の名称の記載不要） 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 (ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)

○ 適格請求書発行事業者登録制度 【申請から登録まで】

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者のみです。
- 登録を受けるには、所轄税務署長へ登録申請書を提出する必要があります。



留意点

- ・ 適格請求書発行事業者の登録は、通知を受けた日にかかわらず、登録簿に登載された日（登録日）からその効力を有します。
- ・ 登録日その他の登載事項は、インターネットを通じて公表されます。

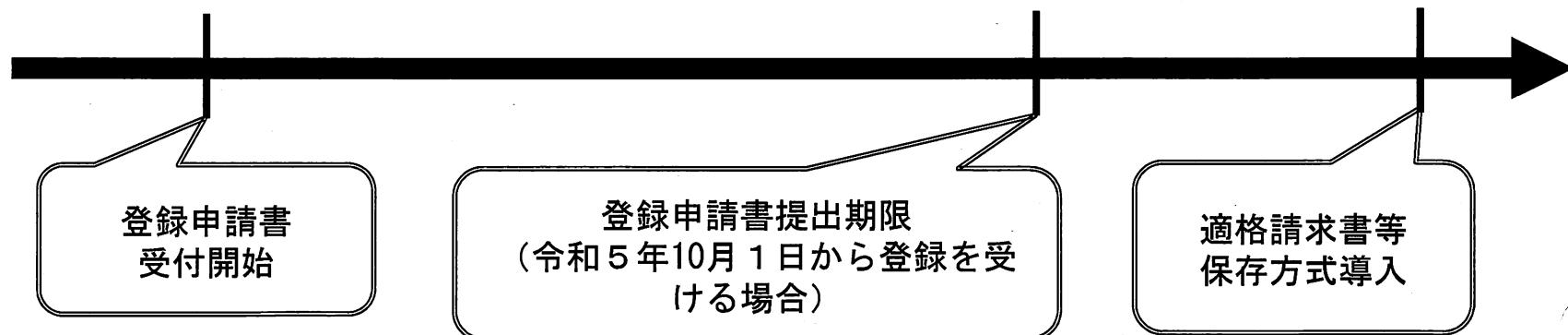
○ 適格請求書発行事業者登録制度 【適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール】

- 登録申請書は、令和3年10月1日から提出が可能です。
- 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書の提出が必要です。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日



「登録申請書の提出を受けた後、審査に一定の時間を要しますので、登録申請書は、早めの提出をお願いいたします。」

注意

令和5年3月31日までに登録申請書を提出することにつき、困難な事情がある場合には、その旨を記載した登録申請書を令和5年9月30日までに提出し登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたとみなされます。

※ 困難な事情は、その度合いを問いません。

消費税の転嫁対策等

1 消費税の転嫁対策等への政府の取組

消費税転嫁対策特別措置法（平成25年10月施行、令和3年3月末までの時限立法）において、

- ① 転嫁拒否等の行為（いわゆる買いたたき等）の禁止・是正
- ② 転嫁を阻害する表示（「消費税はいただきません。」等）の禁止・是正
- ③ 総額表示義務の特例

などが規定されており、同法に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けて政府全体で取り組んでいるところ。（資料）。

（注1）消費税法において、課税事業者が消費者に対する商品の販売等を行う場合、消費税相当額を含む支払総額の表示（総額表示）が義務付けられている（消法63）

特措法では、この総額表示義務の特例として、現に表示する価格が「税込価格であると誤認されないための措置（「〇〇円（税抜き）」等）」を講じているときに限り、税抜価格による表示を行うことが認められている（消費税転嫁対策特別措置法10）。

（注2）「消費税率引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」

消費税の引上げ前後の駆け込み需要と反動減を抑制する観点から、平成30年11月に消費税率引上げに伴う価格設定について、事業者による自由な価格設定が原則であることを再確認する内容の「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が策定・公表されている。

- ・ 税率引上げ後に値引きを行う場合、特措法により「消費税還元セール」などの宣伝・公告は禁止されているが、価格設定のタイミングや値引きセール自体を規制するものではないこと
- ・ 税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられないこと

2 当庁における取組状況等

国税当局としては、消費税制度や上記の総額表示義務の特例に関する相談のほか、転嫁拒否等の相談に対しても、関係府省庁と連携して、丁寧かつ適切に対応している。

（1）転嫁拒否等に関する相談への対応

- ・ 内閣府において、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置（平成25年10月）、当該総合相談センターの分室として以下を設置。

- ① 東京国税局分室（大手町庁舎）：総額表示や消費税制度全般に関する相談に対応
- ② 国税庁分室（酒税課内）：酒類業者からの転嫁拒否等に関する相談に対応
- ・ 各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、改正消費税法

に関する相談や転嫁拒否等に関する相談に丁寧かつ適切に対応。

(2) 酒類業界の所管官庁としての対応

各局において、酒類業者に係る転嫁拒否等の行為又は転嫁阻害表示等の防止・是正のため、情報の収集や調査・指導を実施。

(3) 転嫁拒否に関する書面調査への協力

公正取引委員会及び中小企業庁が実施する消費税の転嫁拒否に関する書面調査について、中小企業庁等からの協力要請に基づき、当該調査票の税務署備え置き（平成 26 年 7 月から）及び主に事業所得を有する個人事業者への送付（平成 26～30 年度：各約 350 万者）を実施。

令和元事務年度においても、中小企業庁等からの協力要請に基づき、当該調査票を送付予定（令和元年 10・11 月予定）

消費税価格転嫁等総合相談センター（平成 25 年 10 月設置）における相談件数（電話・メール）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
（内 4,490） 11,125	（内 1,611） 5,237	（内 330） 1,314	（内 221） 832	（内 263） 968	（内 1,104） 2,796	（内 8,019） 22,272

※内書きは、東京国税局分室で対応した相談件数

各税務署の改正消費税相談コーナー（平成 25 年 10 月設置）における相談件数（面接）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
（内 約 50） 約 9,800	（内 約 50） 約 2,300	（内 約 20） 約 300	（内 約 10） 約 200	（内 約 10） 約 300	（内 約 10） 約 4,600	（内 約 150） 約 17,500

※内書きは、転嫁関係の相談件数

**消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(概要)**

＜目的＞

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

※本法は平成25年10月1日から施行し、平成33年3月31日限りでその効力を失う。
(法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。)

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者 (①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者)

特定供給事業者 (①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等)

1. 特定事業者の遵守事項(特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。)

- (1) 減額・買いたたき (2) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- (3) 本体価格での交渉の拒否 (4) 報復行為

2. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1) 報告・検査(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (2) 指導・助言(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (3) 措置請求(主務大臣・中小企業庁長官)
- (4) 勧告・公表(公正取引委員会)

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
 - (2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
 - (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるもの
- ※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

第3 価格の表示に関する特別措置

1 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)。

※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

2 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)

○転嫁カルテル=転嫁の方法の決定に係る共同行為 (例: 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定)

○表示カルテル=表示の方法の決定に係る共同行為 (例: 価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定)

国等の責務

1 国民に対する広報の徹底

国は、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

2 通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、本法違反行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

3 調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国及び都道府県は、国民に対する広報、本法違反行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

平成 30 年 11 月 28 日

内 閣 官 房

公 正 取 引 委 員 会

消 費 者 庁

財 务 省

経 済 産 業 省

中 小 企 業 庁

1. 価格設定に関する考え方

- 我が国においては、消費税が 1989 年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。
- これに対し、1960 年代から 1970 年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることではなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。
- たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告 자체を規制するものではありません。例えば、「10 月 1 日以降 ○% 値下げ」「10 月 1 日以降 ○% ポイント付与」などと表示することは問題ありません。
- また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、来年 10 月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小

規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

- 大企業においても、消費税率引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2. 適正な転嫁の確保

- このように消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしづ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはなりません。
- 消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。

3. その他

- 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実に反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。
- 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。
- また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。

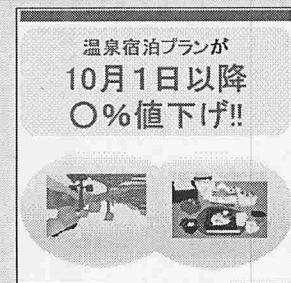
価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

宣伝・広告に関する規制



禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない

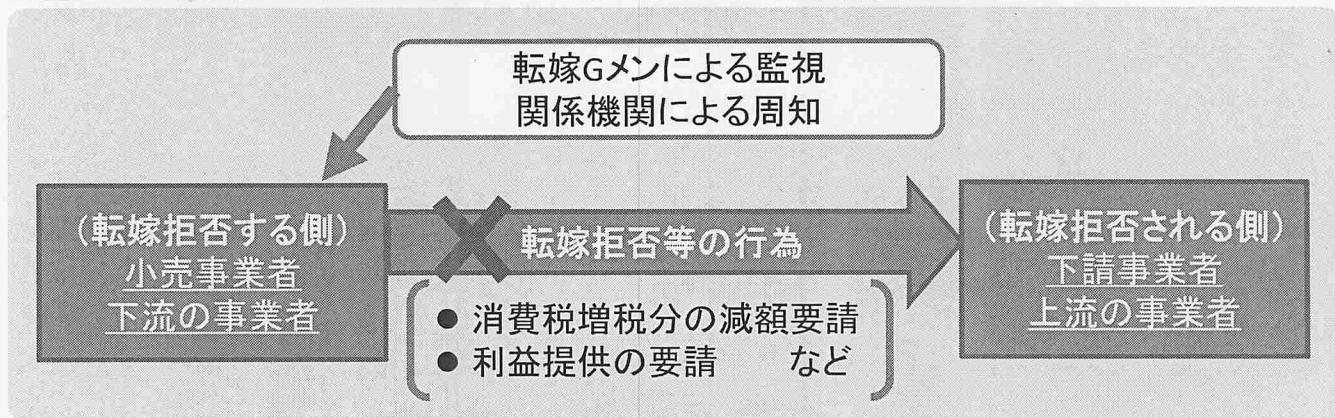


禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）



その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のようない表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

輸出物品販売場制度について

1 制度

輸出物品販売場（街中にあるいわゆる「免税店」）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、その輸出物品販売場において、物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度。輸出物品販売場で手続を履行すれば免税で販売することができる点において諸外国で採用されている還付（リファンド）方式とは異なる。

輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限る）は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要。

（参考）近年の制度改正（主なもの）

26年度改正	免税対象物品に消耗品を追加（改正前は「一般物品」のみで消耗品は対象外）※同一店舗における1日の販売額の合計が50万円までの範囲内
27年度改正	手続委託型輸出物品販売場制度の創設 ※手続委託型：商店街やショッピングセンターなどの「特定商業施設」内に免税手続カウンターを設置する事業者に免税販売手続を委託 ※一般型：販売場を経営する事業者がその販売場で免税販売手続を行う
28年度改正	・免税対象物品から、「金又は白金の地金」を除く（平成28年4月1日～） ・一般物品の金額基準1万円超→5千円以上（消耗品と同一基準となる。）
30年度改正	・特殊包装を行うことを要件として、一般物品を消耗品として合算し、合計金額が5千円以上となる場合、免税対象（平成30年7月1日～） ・免税販売手続の電子化（令和2年4月1日～・後述3）
31年度改正	・臨時販売場制度の創設（令和元年7月1日～・後述4）

2 輸出物品販売場制度の現状等

（1）許可場数の推移等

訪日外国人旅行者の増加及び上記のような制度の改正（拡充）を受けて、輸出物品販売場は、近年急増している。更に「日本再興戦略」改訂2015（27.6.30閣議決定）においては、「観光立国は…『地方創生』を念頭に推進」し、「地方の免税店数を約6,000店（2015年4月）から、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させる」とされている。

（※）「観光ビジョン実現プログラム2019」（元.6.14決定）において、「地方における消費税免税店数を2019年度に2万店へ増加させる目標の達成に向けて、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組む。」とされている。

	26年4月	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月	31年4月
場数	5,777	18,779	35,202	40,532	44,646	50,198
うち地方部	—	6,554	13,509	15,601	17,118	19,041

(2) 輸出物品販売場制度の適正な運営に向けた取組

事業者からの許可申請書が引き続き多数提出されていることから、迅速・適正な処理に努めている。

また、輸出物品販売場数が増加する中で、制度の適正な運営が確保されるよう、免税販売手続の遵守等、許可事業者のコンプライアンスの維持・向上に向けた管理・指導の充実を図るとともに、制度を利用した不正還付事案等には厳正に対処することとしている。

3 免税販売手続の電子化（平成 30 年度改正：令和 2 年 4 月 1 日施行）

(1) 改正の内容

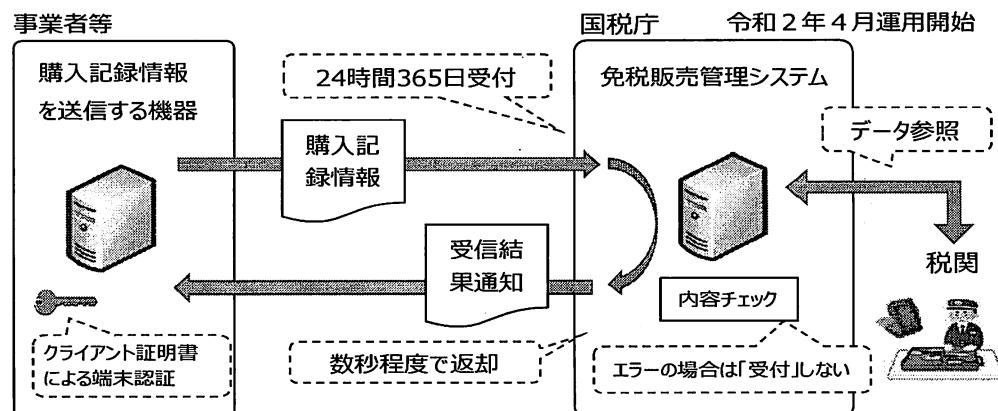
平成 30 年度税制改正により、輸出物品販売場における購入記録票の作成、旅券等への貼付・割印といった書面ベースの手続が廃止され、輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、その購入の事実及び外国人旅行者等の氏名その他旅券等に記載された情報等に係る電磁的記録（以下「購入記録情報」という。）を国税庁へデータで送信することとされた。

（注）免税販売手続の電子化は、令和 2 年 4 月 1 日以後の資産の譲渡等について適用され、令和 3 年 9 月 30 日までは現行の書面ベースの免税販売手続を引き続き適用できる。

なお、「成長戦略フォローアップ」「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においても、「地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。」とされている。

(2) 免税販売管理システムの整備

国税庁では、輸出物品販売場における免税販売の都度、事業者から送信される購入記録情報を受信・管理するとともに、税関に配備される端末から外国人旅行者等の出国時に購入記録情報を参照できるような機能を有するシステム（免税販売管理システム）を整備する。



免税販売管理システムの開発は、製造工程まで終了しており、今後は、テスト

工程を経て、民間側の機器・税関モバイル端末との連動テスト・運用テストを順次実施。その他の関連する調達についても順次進めており、今後は、機器等セットアップ、通信回線の敷設・テスト、運用支援業者の調達手続等を行う。

調達手続済：機器(サーバ等)借入、通信回線、ヘルプデスク(事業者問合せ対応)

調達手続中：認証局(クライアント証明書発行)、モバイル端末(税関利用端末)借入

※ 政府CIOに対して免税販売管理システムの整備と運用及び開発による具体的な効果について説明済

(3) 許可事業者等に対する制度周知

許可事業者等に対する広報・周知のため、これまで次のとおり各種取組・整備を実施。

平成30年6月	・改正内容の説明用リーフレット・Q&Aの公表
平成30年10月	・全許可事業者に対するリーフレットの送付
平成31年2月	・国税庁長官告示整備(クライアント証明書・ファイル形式)
平成31年3月	・法令解釈通達の制定・公表 ・免税販売管理システムAPI仕様書(ドラフト版)の公表 (意見照会手続実施)
令和元年5月	・免税販売管理システムAPI仕様書(確定版)の公表

今後、事業者の免税販売手続の電子化への円滑な移行等を目的として、事業者・外国人旅行者等を対象とした周知・情報提供を次のとおり予定している。

システム開発を行う事業者等	・専用メール窓口を利用した照会受付の継続 ・ヘルプデスク運用開始(令和元年7月) ・免税販売管理システムのテスト環境の開放(令和元年10月~)
許可事業者	・電子化に関する手引きの公表(令和元年7月) ・電子化手引きの全許可事業者に対する送付(令和元年8月) ・電子化Q&Aの改訂(令和元年7月、以後随時) ・事前手続(届出)の受付、識別符号の通知(令和元年10月~) ・クライアント証明書の交付(令和元年10月~) ・局署での窓口での相談対応、説明会等の開催等(随時)
承認送信事業者	・承認送信事業者承認申請の受付、識別符号の通知(令和元年10月~) ・クライアント証明書の交付(令和元年10月~)
外国人旅行者等	・外国人旅行者等向けチラシの公表(令和2年4月までに) ・観光庁、入管庁等と協力した周知施策を実施

(4) 免税販売手続の電子化後の制度運用の検討

電子化後においては許可事業者から送信される購入記録情報の事業者の管理・税務調査への活用により制度の適正な運営に寄与することができる。免税販売管理システムでは、システム内でデータ蓄積を行うほか、一定の条件で月次でデータ抽出を行うこととしており、購入記録情報データの分析、許可事業者の申告内容との突合等による調査選定など具体的な活用方法について検討していく。

また、外国人旅行者等が免税購入した物品を出国時に持ち出さない場合は、

出国地の所轄税関長はその外国人旅行者等から消費税を即時徴収することとされているところ、税関における現物確認についても電子化により効果的な実施が期待されることから、関税局との間で電子化後の具体的な運用体制等について、引き続き協議を行っていく。

(5) 購入記録情報の開示要望への対応

訪日外国人の消費動向を分析し、観光施策やインバウンドビジネスに利活用する観点から、観光庁・民間事業者から購入記録情報の提供、公開に対する要望があり、「オープンデータ官民ラウンドテーブル」で免税品購入データの公開要望が取り上げられ、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」において、データ公開の可否・在り方を検討することとされている。

このため、税務データの提供に係る国税庁としての基本的な方針も踏まえつつ、対応方針を決定する必要がある。

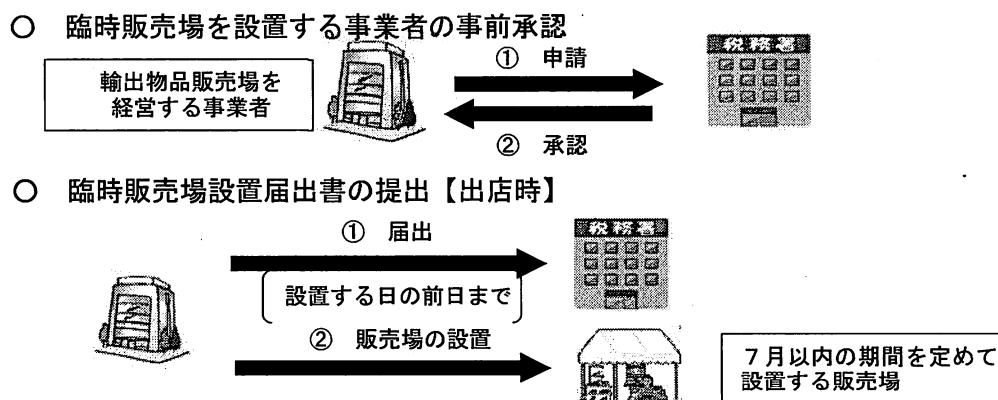
4 臨時販売場に係る届出制度の創設（平成31年度改正：令和元年7月1日施行）

(1) 制度等

輸出物品販売場の許可を受けている事業者は、「臨時販売場を設置する事業者」として事前に所轄税務署の承認を受け、臨時販売場の設置日の前日までに必要な届出を提出することで、7ヶ月以内の期間を定めた臨時販売場において免税販売を行うことが可能となった。

（注1）必要となる申請・届出手続については、令和元年5月1日以後受け付けている。

（注2）改正前は、クルーズ船等が寄港する港湾で事前に所轄税務署長の承認を受けた港湾に出店する場合に限り、臨時の販売場での免税販売が可能であった。



(2) 臨時販売場制度の円滑な実施に向けた取組み

改正法の公布後、速やかに法令解釈通達の改正及び申請・届出様式等の整備を行った。また、輸出物品販売場を経営する事業者に対する周知として、Q&A及びリーフレットを作成してホームページに公表した。

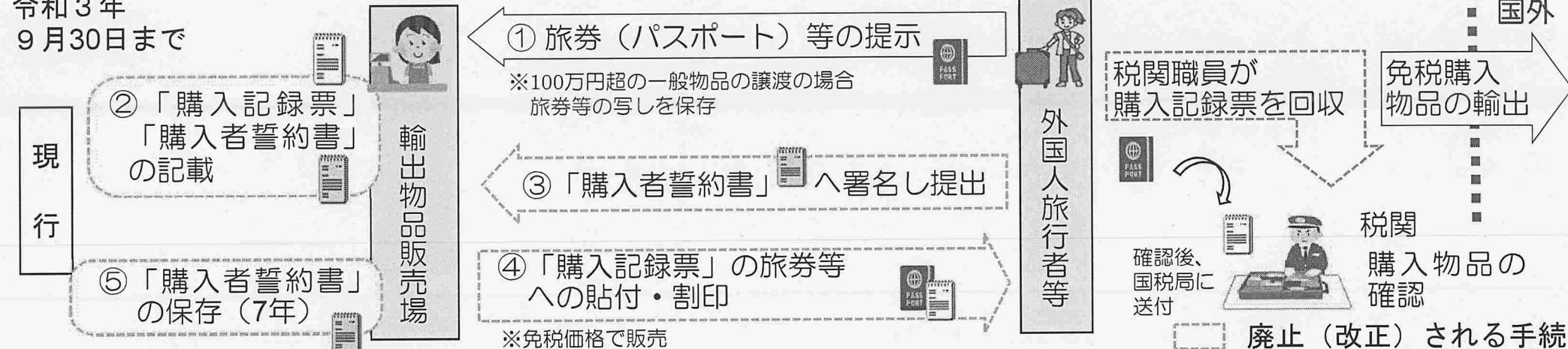
また、局署において申請に対する承認手続や事業者からの相談等に適切に対応できるよう当面の事務処理について指示済みである。

輸出物品販売場における免税販売手続の電子化(平成30年度税制改正)

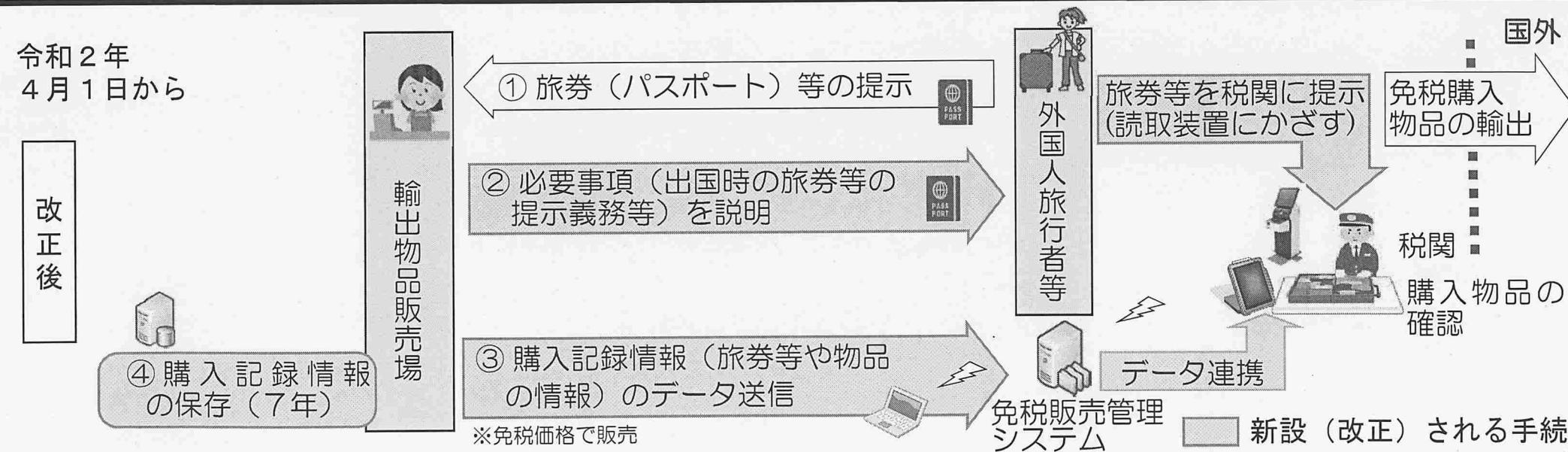
平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に行う輸出物品販売場における免税販売について、免税販売手続（購入記録票の作成等）を電子化することとされた。

※ 令和3年9月30日までは、現行の紙ベースの免税販売手続（購入記録票の作成等）を行うことも可能

令和3年
9月30日まで



令和2年
4月1日から



輸出物品販売場における免税販売手続の電子化に向けたスケジュール

主要日程	平成30年(2018)				平成31・令和元年(2019)												令和2年(2020)							
	4~6月		7~9月		10~12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	◆ 3/31 法令公布															◆ 10/1 申請書・届出書の受付開始					◆ 4/1 電子化施行(免税販売管理システムリリース)			
庁	◆ Q & A (HP公表)						◆ 長官告示(購入記録情報の送信方法、データ形式) ◆ 法令解釈通達(手続電子化関係)									◆ Q & A 改訂(HP公表)								
	◆ リーフレット(HP公表、管理換、事業者へ送付)						◆ 免税販売管理システム仕様公開手続(受信インターフェース等)		◆ 免税販売管理システムヘルプデスク運用							◆ 電子化手引き(HP公表、管理換、事業者へ送付)								
																◆ 認証局(クライアント証明書交付)運用								
																◆ 免税販売管理システム運用								
																◆ 免税販売管理システム開発等								
局	◆ 職員向け応答要領(事務連絡発送)						◆ KSK・e-Tax開発等		◆ 購入記録情報(データ)の分析手法・活用方策の検討 ◆ その他電子化後の輸出物品販売場制度の運用の在り方の検討						◆ 当面の事務運営(指示①)(届出・申請部分)					◆ 当面の事務運営(指示②)(その他)				
																	◆ 自治体・運輸局・関係団体等からの要請により説明会等への講師派遣 ◆ 上記関係機関との共催等による、制度説明会の開催							
																	◆ 既存の局主催職員研修等を活用し、改正内容等の職員周知、署からの照会対応							
署																	◆ 窓口での相談対応、説明会等での事業者周知							
																	◆ 提供方法届出書の受付・識別符号通知事務 ◆ 承認送信事業者の承認申請に対する承認事務							

間接諸税事務の運営方針等

1 事務運営の現状

(1) 事務運営の基本的な考え方

間接諸税は、安定的に多額の税収（31予算：5.7兆円）が確保される税目であるが、課税対象は多岐にわたり、執行に当たっても専門的知識・経験が必要である。

一方で、その執行は、極めて限られた人員・事務量（局94人、署339人（平成30事務年度））で担われていることから、①各税目の特徴や納税者の分布（偏在）を勘案した的確な事務量配分、②納税者管理・指導等の充実、③調査対象者の的確な選定、などに配意した効率的な事務運営に努めているところ。

（注）「間接諸税」とは、印紙税、たばこ税・たばこ特別税、揮発油税・地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、自動車重量税、電源開発促進税及び国際観光旅客税の11税目をいう（別紙）。

（参考）国際観光旅客税は、原則として、国際旅客運送事業を営む者が、特別徴収義務者として、本邦から出国する旅客（納税義務者）から出国1回につき1,000円を徴収し、国に納付する制度で、平成30年度税制改正で創設された（平成31年1月7日施行）。

① 印紙税

印紙税は、納税者数が極めて多く、課税文書が多種多様であり、納税者が自主的に課税文書に印紙を貼付等することで納税手続が完結するという特性を有している。

このため、広報・指導の充実に努めるとともに、納税者・課税文書と接する機会を最大限に活用・確保して、資料情報の収集、印紙の貼付状況の確認を実施することによりコンプライアンスを維持することが重要である。

具体的には、間接諸税担当者による印紙税単独調査のほか、署の個人・資産・法人部門の調査において、印紙税の不納付事実を把握した場合には「同時処理」を実施。また、書面照会や業界団体を通じた指導も活用。

② 印紙税以外の間接諸税

印紙税以外の間接諸税については、納税者が限定されているものの、一者当たりの納税額が比較的多額（例：揮発油税の1場当たりの税額は約5億円）であることに鑑み、周期的な接触や業界への指導によりコンプライアンスを確保。

（参考）印紙税以外の間接諸税の審理事務（納税者からの照会対応）は、迅速かつ統一的な処理の観点から東京局及び大阪局をセンター局とする局間広域運営を実施。

(2) 間接諸税事務の執行体制

① 稅務署

個人の納税者を含め法人課税部門で所掌。339人（平成30事務年度）の事務量定員により運営（実際に担当者として指名されている職員は981人）。調査事務については、ほとんどの局において、県庁所在地等の主要署に事務量・人員を集約し、広域運営を実施。

内部事務については、原則各署に配置している担当者が処理しているが、今後、他の課税内部事務と同様に、集約処理が可能なものはセンターに集約する方向（印紙税過誤納確認申請処理のような固有の事務について集約処理する場合の課題と対応策を検討。）。

② 国税局

局所管の大規模納税者に対する調査を実施するため、都市局にあっては課税第二部統括国税調査官、その他の局にあっては消費税課に主査等を配置（68人：平成30事務年度）。

（参考）新税である国際観光旅客税については、航空会社等の大規模事業者が調査対象となることから、所掌事務省令を改正（平成31年1月7日付）し、全ての事業者（特別徴収義務者）を局所管に指定し調査を実施する体制を整備。

その他、署所管製造場に係る不正見込事案、調査困難事案の調査や資料情報の分析・資料源開発などを実施するため、各局の消費税課に主査等を配置（26人：平成30事務年度）。

2 今後の運営方針

(1) 印紙税調査の充実

① 印紙税の単独調査等

課税文書を大量に作成している納税者、使用済印紙を再使用する等の悪質な納税者など、調査必要度が高い者を優先的に実地調査の対象とする。

なお、実地調査の選定に当たっては、資料情報を活用するほか、③による書面照会の結果なども活用。

（参考）印紙税の調査の状況

事務年度	27	28	29
調査場数（場）	3,354	3,212	2,998
不納付税額（百万円）	2,047	2,329	2,586
1場あたりの不納付税額（千円）	610	725	863

② 印紙税の同時処理

署の個人、資産、法人の各部門の調査の際に印紙の貼付状況を確認し、不納付事実を把握した場合に自主的な不納付申出をしようとする印紙税の「同時処理」について、「職員の意識付け」を図り、その充実に努める。

(参考) 印紙税同時処理事績の推移

事務年度		28	28上	29	29上	30上
法 人	不納付申出(社)	13,370	6,351	13,903	6,665	6,781
	不納付税額(百万円)	402	172	421	173	165
	不納付文書連絡せん(枚)	15,081	6,238	15,900	6,628	6,221
個 人	不納付申出(者)	1,008	588	1,010	625	557
	不納付税額(百万円)	22	10	18	11	12
	不納付文書連絡せん(枚)	1,428	836	1,730	753	908
資 産	不納付申出(者)	104	66	57	32	42
	不納付税額(百万円)	2	1	1	1	1
	不納付文書連絡せん(枚)	265	70	170	47	42

(注)「不納付文書連絡せん」とは、取引先等から交付を受けて所持している課税文書で、印紙税が不納付となっているもの把握した場合に資料化し、文書作成者の調査等において活用。

(3) 書面照会等による効率的な接触

資料情報により非違が見込まれる者のうち少額な事案、業種に共通する文書に係る印紙貼付状況の確認等については、課税部コールセンターによる書面照会など実地調査以外の接触方法を積極的に活用。

(2) 国際観光旅客税への対応

国税当局において所管するのは、国内に事務所等を有する国際旅客運送事業者であるが、施行日以後、特別徴収義務者である国際旅客運送事業者から開始届出書が提出され、徴収・納付が履行されているところ。

署においてこれらの特別徴収義務者による徴収・納付状況の管理を適切に実施し、未納者に対しては未納整理を実施することにより早期・確実な処理に努める。

また、徴収・納付の状況を確認し、制度の定着を図っていく観点から、局統括官部門等において特別徴収義務者に対する調査を実施するほか、共通する誤り等が認められる場合には、関係省庁とも協力の上、集合指導(業界指導)などのコンプライアンス確保のための施策を実施していく。

(3) たばこ税の手持品課税の円滑な実施

本年10月1日に紙巻たばこ三級品について、たばこ税及びたばこ特別税の税率が引上げられる(平成28年度改正による4段階引上げの最終回)。これに伴い、たばこ小売店等が有する在庫に課税する「手持品課税」を実施。

手持品課税は、本来の納税義務者(たばこ製造業者)ではないたばこ小売店等に申告納税義務を負わせるものであることから、円滑・適正な実施のため、地方団体と連携・協力して周知・広報を実施するとともに、資料情報等から無申告や過少申告の疑いのある事業者を抽出し、実地調査及び書面照会など実地調査以外の接触方法を組み合わせることにより、申告・納期限後における事後確認を効率的に実施していく。

(4) 人材育成

上述の通り定員が少数（局 94 人、署 339 人）であり、1署あたりの事務量はわずかであることから、署内部・審理事務の集約処理及び調査事務の広域運営を実施しているところ。

今後、これらの取組みを更に進め、事務を的確・効率的に実施していくためには、その拠点となる局消費税課・局調査部門・広域中心署（コールセンター）にコアとなる要員を配置する必要。

このため、間接諸税担当者について計画的な人員配置を行うとともに、経験豊富な再任用職員の活用を含め、ノウハウの継承・伝播を図ることにより、基幹職員の育成・確保に努めていくこととしている。

間接諸税の概要

税目	施行年月	平成31年度予算額	調査対象場数等	納税義務者	課税物件・税率	各税の特徴	税収の使途
印紙税	昭42.6	億円 3,490 (印紙収入10,490)	者 (参考: 納稅義務者数) (3,586,046)	課税文書の作成者	○ 課税文書(不動産譲渡契約書・消費貸借契約書・請負契約書、手形、株券、継続的取引基本契約書、預金証書、領收書、通帳など) ○ 税率: 最高60万円、最低200円 ※一部軽減税率が適用されている。	納稅者が多数にのぼる上、原則として収入印紙の貼付による納稅となっている。 なお、事業者が作成する文書は多種多様であり、事務処理方法等の変更に伴い、文書の様式が頻繁に変更されることもあるなど、誤りやすい素地がある。	国的一般財源
たばこ税	昭60.4	8,890	場 181	※ 製造者	○ 製造たばこ(喫煙用、かみ用、かぎ用) (本則30.10.1~) ○ 税率: たばこ税 千本につき 5,802円 たばこ特別税 " 820円 計 6,622円 (参考) 地方たばこ税 6,622円	国産たばこの製造者は日本たばこ産業㈱1社である。 平成28年4月1日から段階的にたばこ税等の税率の引上げが行われ、併せて手持品課税が実施される。 手持品課税は本来の納稅義務者ではないたばこ小売店等が申告納稅義務を負うことになる。	国的一般財源 たばこ特別税は、国債整理基金特別会計の歳入に直入
たばこ特別税	平10.12	1,260					
揮発油税	昭24.5	23,030	場 5,016	※ 製造者	○ 挥発油(自動車ガソリン、ナフサ等) (当分の間税率) ○ 税率: 挥発油税1kgにつき 48,600円 地方揮発油税 " 5,200円 計 53,800円 (沖縄軽減: 46,800円)	製油所、油槽所が特定の地域に偏っており、また、調査対象場数のほとんどは局所管製造場である。 なお、揮発油の灯油混和油は、混和後の全量について揮発油税が課されるため、元売、精製業者以外の給油所が納稅義務者になる。	国的一般財源 地方の一般財源として譲与
地方揮発油税	昭30.8	2,464					
航空機燃料税	昭47.4	669	場 1,496	航空機の所有者等	○ 航空機燃料(ジェット燃料油、航空ガソリン) ○ 税率: (23.4.1~) 1kgにつき 18,000円 特定離島 13,500円 沖縄路線 9,000円	納稅のほとんどは大手の航空運送事業者によるものであるが、一般企業・個人が所有する自家用航空機、ヘリコプターの燃料も課税の対象となる。	7/9は国の空港整備財源 2/9は空港関係市町村及び都道府県の空港対策費として譲与
石油ガス税	昭41.2	140	場 2,617	※ 充てん者	○ 課税石油ガス(自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス) ○ 税率: 1kgにつき 17円50銭	LPGスタンドにおけるLPG車への充てんに対して課税される。 なお、フォークリフト用ボンベの充てんに対しても課税される。	1/2は国的一般財源 1/2は地方の一般財源として譲与
石油石炭税	昭53.4	7,070	場 74	※ 採取者	○ 原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素、石炭 ○ 税率: (28.4.1~) 原油、輸入石油製品1kgにつき 2,800円 ガス状炭化水素 1t " 1,860円 石炭 1t " 1,370円	課税の99%は税関でなされており、また、国産の納稅者は、原油等の採取者で、一部の地域にしか存在しない。 なお、平成24年10月1日より「地球温暖化対策の課税の特例」として、税率引上げが行われている。	一般会計に計上された上で、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に必要な額をエネルギー対策特別会計に繰入れ
自動車重量税	昭46.12	6,510	一	自動車の使用者	○ 檢査自動車(車検証の交付等を受ける自動車)、届出軽自動車(車両番号の指定を受ける届出軽自動車) ○ 税率: 車検期間2年 24,600円(車重1.5t未満、車齢13年未満のもの)(24.5.1~) ※一部のエコカーに減免措置が適用されている。	車検証の交付を受ける時までに運輸支局等に納付しなければならないこととされており、納付しなければ車検証が交付されない。	593/1000は国的一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付) 407/1000は市町村の一般財源として譲与
電源開発促進税	昭49.10	3,300	者 11	一般送配電事業者	○ 販売電気(供給電気及び自家用使用電気) ○ 税率: 1,000kw時につき 375円(19.4.1~)	納稅者は電力会社10社であり、納稅地は本社所在地である(ただし、電気事業法の改正により、納稅義務者が本社から分社化された子会社に移行している時期であることから、一時的に調査対象場数は11者となっている)。 すべてが局所管製造場である。	一般会計に計上された上で、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に必要な額をエネルギー対策特別会計に繰入れ
国際観光旅客税	平31.1	500	者 (特別徴収義務者数) 103	国際観光旅客等	○ 航空機又は船舶により本邦から出国する一定の者(国際観光旅客等(日本人が出国する場合も含む)) ○ 出国一回につき 1,000円	国際旅客運送事業を営む者が納稅義務者である国際観光旅客等から特別徴収の方法により徴収し納付する。 平成31年1月7日以後の本邦からの出国に適用。 すべてが局所管製造場である。	観光施策の充実を図るための財源で、使途を観光関連法で規定した法定特定財源(一般会計に繰入れ)
間接諸税計		57,323	⇒ 稟税及び印紙収入(平成31年度予算額664,213億円)の8.6%に相当する。				

(注) 1 「納稅義務者」欄に※印を付したものは、保稅地域から引き取る課税物件にあっては、その引取者が納稅義務者となる。

2 印紙税の額は、印紙収入から登録免許税、手数料及び罰金等を除外して推計したものであり、印紙税収の内数である。

3 調査対象場数は、平成30事務年度の事務計画の報告書に掲載されている場数等を記載している。ただし、国際観光旅客税については、平成31年4月時点での特別徴収義務者数である。

印紙税の接触体系

資料収集

印紙税不納付文書等連絡せん

接触目的

課税文書・不納付事実に関する情報の収集・資料化

接触対象者等

文書・納税者等と接するあらゆる機会

実施担当部署

全職員

簡易・広範な(幅広い)接触

書面照会・実態確認
(行政指導)

少額・簡易な非違
(不納付)の是正

少額・定型的な非違が想定される者(※1)
事業実態・文書作成状況の確認を要する者

課税部コールセンター等

同時処理

他税目調査時における納付状況の確認・資料収集

所得課税等の観点から調査対象として選定された者

署個人・資産・法人課税部門職員

※1 資料情報等から少額非違が見込まれる者、特定の課税文書の作成が見込まれる者など、一定の条件で対象者を抽出

印紙税固有の観点からの管理・接触

単独調査

実態調査

調査事項を限定した
短時日の調査

資料情報等から非違が想定され、実地での確認が必要と認められる者
書面照会・行政指導に応じない者

実地調査

文書の作成・使用状況全般
についての深度ある調査

不納付のリスクが相対的に高く、実地での確認、是正が必要と認められる者(※2)

署間接諸税担当者
広域ブロック中心署
局諸税調査部門

※2 外形的基準(規模・業種)、質的基準(内部統制・自主的コンプライアンスの体制、過去の調査事績、蓄積資料等)に基づき、管理すべき対象者、接触の優先度、時期等を判定

全国間税会総連合会の概要

1 設立の沿革及び目的

全国間税会総連合会（略称「全間連」）は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として、昭和48年に物品税など個別消費税の納税者を中心に創立された任意団体である。

（注）創立時の名称は「全国消費税協力会総連合会」、昭和49年に「全国間税協力会総連合会」に名称変更。

その後、平成元年の消費税の導入を契機に、消費税の課税事業者（法人・個人事業者）を中心とする会員構成に改組するとともに、名称を全国間税会総連合会に変更して今日に至っている。

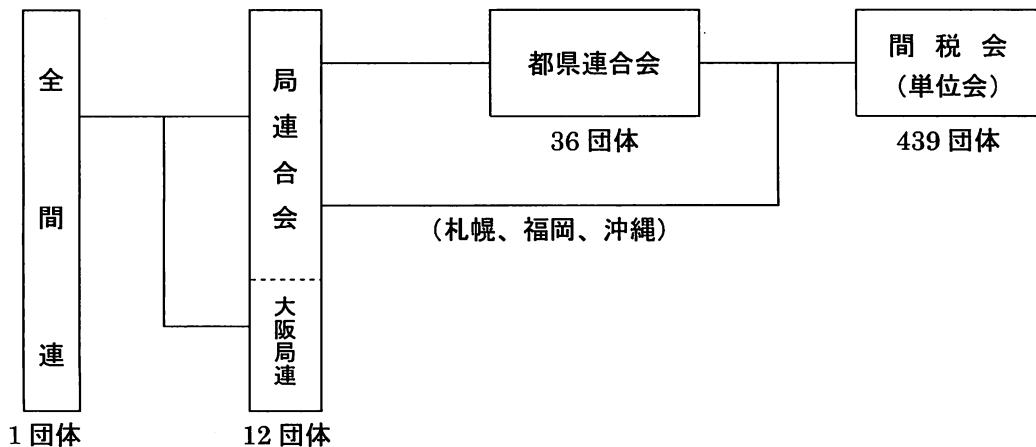
2 組織の現状

全間連の傘下には、①税務署単位で結成する「間税会」、②これらが地域別に結成する「都県連合会」、③更にこれらが国税局別単位で結成する「局連合会」がある。

平成31年4月1日現在、全間連は、その直接の構成母体である各国税局ごとに結成された12の連合会をはじめ、傘下に487団体、会員数9万1千者を擁している。

なお、会員数については、平成27年度以降は微増傾向にあったが、平成30年度においては微減となっている。

（組織図）



3 具体的な活動内容

- (1) 広報活動……全間連ホームページ、機関誌「全間連会報」等の発刊、クリアファイル「世界の消費税」の作成・配付、「税の標語」による納税意識の向上等。
- (2) 研修活動……消費税中央セミナー、揮発油税中央セミナー等の開催、研修用教材の作成・配付。
- (3) 消費税完納運動……消費税積立預金の商品化への働きかけと利用促進、完納運動推進ステッカーの作成・配付等。
- (4) 税制改正要望……会員の意見を取りまとめ、「税制及び執行に関する要望書」として各政党、国税庁及び財務省に毎年提出。
- (5) 研究活動……海外税制視察団（第14次：平成20年）を派遣し、付加価値税に関して研究し、報告書を作成。

4 消費税完納運動の推進

間税会では、消費税の滞納の未然防止のため、消費税の納税資金の備蓄運動、消費税完納運動推進ステッカーの作成・配布、振替納税・ダイレクト納付制度の推進などに取り組んでいる。

平成26年4月の消費税率の引上げに際して、同年9月に開催された第41回通常総会において「消費税期限内完納推進宣言」を行い、これらの消費税完納運動を更に推進している。

5 消費税に関する啓発・広報等

間税会は、平成元年の消費税導入の際、導入賛成の立場から広く国民各層に対して消費税の広報周知活動を展開しており、その後も引き続き、消費税制度の定着に貢献してきている。特に、令和元年10月の消費税率の引上げに向け、軽減税率制度や転嫁対策特別措置法に関する会報掲載、研修会・説明会の開催等の広報周知活動に取り組んでいる。

今後、消費税の重要性の高まりと相まって、消費税の会としての間税会の役割が益々高まつてくるものと考え、より一層、積極的に消費税の啓発・広報活動を展開することとしている。

6 e-Taxの普及・促進

間税会では、会員や会員の主宰企業においてe-Taxを利用することはもとより、業種別の傘下団体への働きかけなど、e-Taxの普及・促進に向けた活動に積極的に取り組んでいるところであり、平成30年度においても、引き続きe-Taxの利用促進を事

業計画の重点施策の一つに掲げて取り組んでいる。

7 国税当局との連携・協調

(1) 各種行事等への積極的な参加

全国大会や新年賀詞交歓会をはじめとする各種行事等に府局署の幹部が積極的に参加している。

(2) 各種説明会等への講師派遣

税に関する各種説明会等に局署職員を講師として積極的に派遣している。

(3) 「税の標語」の後援

「税の標語」について、平成30年2月から国税庁後援事業としている。

全間連主要役員名簿

(平成31年4月1日現在)

役職	氏名	年齢	職業等	就任年月	局連等役職	叙勲褒章	納税表彰
会長	おおたに のぶよし 大谷 信義		松竹㈱ (映画・演劇興行) 代表取締役会長	平17.10			28 大臣 23 長官
副会長	かたおか なおきみ 片岡 直公		㈱全日警 (警備業) 代表取締役会長	平17.10	東京局間連会長	23 旭中 (警備業功労)	28 大臣 25 長官
	こぐれ のぶお 小暮 進勇		越谷ゴム工業㈱ (ゴム製品製造) 代表取締役社長	平28. 9	関信間連会長		29 長官
	まつした のりよし 松下 範至		ダイハツ工業㈱ 取締役(専務執行役員)	平29.9	大阪局間連会長		
	たかはし のりゆき 高橋 則行		㈱高橋組 (土木建築) 代表取締役社長	平18.10	北海道間連会長		26 大臣 24 長官
	しみず じゅんじ 清水 順二		㈱山田商会 代表取締役社長	平29. 9	東海間連会長		
	なかしま ひでお 中島 秀雄		㈱中島商店 (紙・紙製品卸売) 代表取締役社長	平17.10	北陸間連会長		23 大臣 20 長官
	いけだ こうじ 池田 晃治		㈱広島銀行 代表取締役	平30. 9	広島局間連会長		
	むらかみ よしのり 村上 義憲		㈱セーラー広告 代表取締役	平30. 9	四国局間連会長		
	なかの ぶんじ 中野 文治		㈱BUNコーポレーション (飲食業) 代表取締役会長	平27. 9	福岡局間連会長		29 長官
	いけべ まさのり 池部 正紀		㈱池部本店 代表取締役	平30. 9	南九州間連会長		
	なこう じゅんこ 名幸 謙子		㈲沖縄時事出版(出版業) 代表社員	平20. 9	沖縄間連会長		29 長官
	業種部会 やなぎ やすお 柳 也主男		㈱ヤナギ (石油業) 代表取締役会長	平27. 9			
	会長特命(税制担当) こじま たつのり 小島 達徳		㈱小島時計店 (時計・貴金属等小売) 代表取締役社長	平10.10	東京局間連副会長	14 旭五 9 藍綬	8 大臣 5 長官
	会長特命(総務・広報担当) せきぐち まさあき 關口 雅章		㈱玉川ホールディングス (繊維製造業) 代表取締役社長	平27. 9	東京局間連副会長	30 藍綬	26 大臣 24 長官
	会長特命(財務担当) くらいし かずあき 倉石 和明		栗田病院(医療業) 院長	H29.9	関信間連副会長		
	会長特命(会務運営担当) き せ みのる 黄瀬 稔		㈱オオコーチ (製材製造業) 代表取締役社長	平25. 9	東海間連副会長		22 大臣 20 長官
	会長特命(会長連絡担当) しらかわ よしこ 白川 よし子		㈱シラカワ (不動産賃貸) 代表取締役会長	平25. 9	東京局間連副会長	26 旭双	24 大臣 22 長官
専務理事	よしだ かずむね 吉田 一宗		元熊本国税局長 (元消費税室長)	平25. 9	東京局間連専務理事		

(注) 1.上記以外の全間連役員は、常務理事10名、専務理事56名、監事2名、相談役2名、理事88名

2.仙台局連会長死去のため、現在副会長1名が欠員状態となっており、元年9月の改選で選出される見込み